

協会けんぽ

高知支部からの お知らせ

はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

以下の要件をすべて満たす場合のみ、「療養費」として健康保険の給付対象となります。
対象とならない場合は、**全額自己負担**となりますので、ご注意ください。

👤 はり・きゅうの場合

下記①、②の両方の要件を満たす場合にのみ、健康保険給付の対象となります。

① 対象となる傷病であること

神経痛・リウマチ・五十肩・頸腕症候群・腰痛症・頸椎捻挫後遺症

② 医師がはり・きゅうの施術について同意していること

医師による適当な治療手段がなく、はり・きゅうの施術に治療上の効果があると医師が認める場合に限りです。

※医療機関等との併用での施術は認められません。



👤 あん摩・マッサージの場合

● 医師があん摩・マッサージの施術について同意していること

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的としている場合に、健康保険給付の対象となります。疲労回復や慰安目的などのマッサージは健康保険の給付対象となりません。



★ 領収証は必ずもらいましょう!

領収証は医療費控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

詳しくはこちらから
ホームページを
ご覧ください



療養費支給申請書の内容をよく確認し、
委任欄は必ず自分で記入しましょう。



高齢受給者証の
負担割合が現在「3割」と
なっている方へ

昨年の収入が一定の基準を下回る場合は 一部負担金の割合が「2割」になります



医療機関における一部負担金の割合が、現役並み所得者であるとして「3割」となっている方であっても、令和6年(2024年)中の収入が、以下の基準収入額未満である場合、申請により一部負担金の割合が「3割」から「2割」になります。

70歳以上の被扶養者を有する場合	70歳以上の被扶養者を有しない場合	(被保険者の収入が383万円以上の方のうち) 旧被扶養者を有する場合
(被扶養者の収入と合わせて) 520万円未満	383万円未満	(旧被扶養者の収入と合わせて) 520万円未満

制度の詳細や
申請方法は
こちら



傷病手当金支給申請にあたってのお願い

傷病手当金支給申請書2ページ目について、記入漏れが多くみられます。
申請書が返戻となり支給が遅れてしまうことがありますので、下記を参考にご記入ください。
(黄色マーカー部分は必須項目です)

② 被保険者の仕事の内容 (退職後の申請の場合は、退職前の仕事の内容)	
③ 傷病名	<input type="checkbox"/> 療養担当者記入欄(4ページ)に記入されている傷病による申請である場合は、左記に☑を入れてください。 別傷病による申請を行う場合は、別途その傷病に対する療養担当者の証明を受けてください。
④ 発病・負傷年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 1.平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 2.令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
⑤-1 傷病の原因	<input type="checkbox"/> 1. 仕事以外(業務外)での傷病 2. 工作中(業務上)での傷病 3. 通勤途中での傷病 } → ⑤-2へ
⑤-2 労働災害、通勤災害の認定を受けていますか。	<input type="checkbox"/> 1. はい 2. 請求中(<input type="text"/> 労働基準監督署) 3. 未請求
⑥ 傷病の原因は第三者の行為(交通事故やケンカ等)によるものですか。	<input type="checkbox"/> 1. はい 2. いいえ 「1. はい」の場合、別途「第三者行為による傷病届」をご提出ください。
①-1 申請期間(療養のために休んだ期間)に報酬を受けましたか。	<input type="checkbox"/> 1. はい → ①-2へ 2. いいえ
①-2 ①-1を「はい」と答えた場合、受けた報酬は事業主証明欄に記入されている内容のとおりですか。	<input type="checkbox"/> 1. はい 2. いいえ → 事業主へ確認のうえ、正しい証明を受けてください。



- ④ 発病・負傷年月日が定かではない場合は、余白部分に「不詳」とご記入ください。
- ⑤-1 労働災害か迷ったら、ご提出前に労働基準監督署にご相談いただき、相談の結果労働災害に該当しない場合は、「1」を記入してください。「2」または「3」を記入された場合は、一度書類をお返しし、労働基準監督署へご相談いただくよう依頼をしています。
- ①-1 記入いただいた内容が申請書3ページ目：事業主証明と相違している場合や、①-2で「2」を記入された場合は書類をお返しいたしますのでご注意ください。

出産育児一時金の申請方法について

出産にかかる費用に出産育児一時金を充てることができるよう、協会けんぽから出産育児一時金を医療機関等に直接支払う仕組み(直接支払制度)があります。

☆ 直接支払制度を利用される方(差額の請求)

「出産育児一時金差額申請書」が
出産後概ね3か月後にご自宅に届く



必要事項を記入して返信用封筒で送付
添付書類不要!



- ※ 申請書が届く前に請求されたい方は「出産育児一時金内払金支払依頼書」に添付書類が必要です。
- ※ 直接支払制度を利用されない方(満額の請求)は「出産育児一時金支給申請書」に添付書類が必要です。

制度や添付書類についてはこちら

